

# 広島県一般吹奏楽連盟規約

- 第一条 本連盟は、広島県一般吹奏楽連盟と称する。
- 第二条 本連盟は、広島県一般の吹奏楽団体で組織し、吹奏楽を通じて地域文化の発展、情操の涵養、技術の向上を図ることを目的とする。
- 第三条 本連盟は、各加盟団体によって総会を構成する。
- 2 総会を本連盟の最高議決機関とする。
  - 3 総会は委任状を含めて三分の二以上の出席で成立し、議決はすべて出席者の過半数を持って決定する。
  - 4 総会では次のことを承認または決定する。
    - (1) 予算、及び決算
    - (2) 役員を選出
    - (3) 事業報告、及び計画
    - (4) 規約改正
    - (5) その他
- 第四条 本連盟には次の役員をおき、連盟の運営と事務の処理を行う。
- (1) 理事長 1名 総会で選出する。
  - (2) 副理事長 1名 総会で選出する。
  - (3) 理事 若干名 総会で選出する。
  - (4) 事務局長 1名 総会で選出する。
  - (5) 事務局員 若干名 事務局長が任命する。
  - (6) 監査 2名 総会で選出する。
- 第五条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 理事長は連盟を代表し、理事会及び総会を統括する。
  - (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその仕事を代行する。
  - (3) 理事は理事会をもち、本連盟の企画運営に当たり、総会提出案件及び総会において委任された事項について協議し、これを執行する。
  - (4) 事務局長は理事長を補佐し、会務運営の事務処理をする。
  - (5) 監査は、会計の監査にあたる。
- 第六条 本連盟には、顧問及び参加をおくことができる。
- 第七条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。
- 第八条 本連盟は次の事業を行う。
- (1) 広島県一般吹奏楽連盟バンドフェスティバル
  - (2) 広島県一般吹奏楽連盟ホームページの管理運営
  - (3) その他
- 第九条 本連盟の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第十条 本連盟の経費は各加盟団体の連盟費及び事業収入その他をもってこれにあてる。
- 第十一条 第十条の各加盟団体の連盟費は年3000円とする。
- 第十二条 第八条の事業への参加は本連盟に加盟していなければこれを認めない。
- 第十三条 本連盟への加盟は全日本吹奏楽連盟の定める加盟団体に関する登録規定による。
- 2 前項の規定の詳細な取り扱いは別に定める広島県一般吹奏楽連盟への加盟に関する取り扱い規定による。
  - 3 本連盟へ新規に加盟する団体は、入会金を納めるものとする。
  - 4 前項の入会金の額は3000円とする。
- 付則 この規約は1993年5月30日より実施する。
- 付則 この規約は2002年4月6日より実施する。
- 付則 この規約は2003年4月1日より実施する。
- 付則 この規約は2006年4月8日より実施する。